官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○技術士法施行令の一部を改正する政令（三四五）　二
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（三四六）
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（三四七）
○独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令（三四八）　三
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（三四九）
〔省　令〕
○臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九八）　三
〔その他告示〕
○食糧援助に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三九六）
○シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三九七）
○都市計画に関する件（国土交通九三八）
○道路に関する件（中国地方整備局七四）
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　金融庁・財務省・農林水産省　農林水産省　林野庁
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一五）
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、無縁墳墓等改葬関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇技術士法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百四十五号）（文部科学省）

1　受験手数料の改定

技術士試験について、第一次試験の受験手数料の額を一万三千円、第二次試験の受験手数料の額を二万五百円とする。（第一条第一項関係）

2　登録手数料の改定

技術士及び技術士補の登録等について、登録手数料の額を八千百円とする。（第四条第一項関係）

3　その他

その他所要の改正を行う。

4　施行期日

この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

**◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百四十六号）（こども家庭庁）

1　児童相談所設置市の指定

船橋市を児童相談所設置市に指定する。（第四十五条の二関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項及び第三項関係）

**◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三百四十七号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

**◇独立行政法人福祉医療機構法施行令等の一部を改正する政令**（政令第三百四十八号）（厚生労働省）

1　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、独立行政法人福祉医療機構法施行令その他の関係政令について規定の整備を行う。（本則関係）

2　この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。（附則関係）

**◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百四十九号）（防衛省）

1　防衛大臣がその運営について役務の提供その他必要な協力を行うことができる運動競技会として、デフリンピック競技大会及びアジアパラ競技大会を追加する。（第百二十六条の十二関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）